

北上市告示乙第10号

北上市学童保育所条例第13条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和6年1月25日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 利用料金制度を行う施設の名称
いわさき学童保育所
- 2 指定管理者
北上市和賀町岩崎18地割53番地8
いわさき学童保育所運営委員会 会長 菅 沼 健 良
- 3 利用料金の適用開始時期
令和6年4月1日
- 4 承認する利用料金
施設利用者に対して次の料金を適用する。

(1) 利用料（月額）

学年	金額(円)
1年生	6,500
2年生	6,500
3年生	6,500
4年生	6,500
5年生	5,500
6年生	5,500

- (2) 開所時間を延長して利用する場合の利用料
0円
- (3) 一時的に利用する場合の利用料
日額500円